⑹　第２条第１項第10号の２又は第11号の20の４から第11号の20の６までに掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲を「1925MHz（同時送信可能な周波数は1920.14MHzから1929.86MHzまでのうち連続した最大9.72MHz幅）」のように付記すること。

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［略］

［注１～３　略］

４　［略］

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第10号に掲げる無線設備	ＶＴ
第２条第１項第10号の２に掲げる無線設備	ＶＳ
［略］	［略］
第２条第１項第11号の19に掲げる無線設備	ＨＵ
第２条第１項第11号の19の２に掲げる無線設備	ＰＳ
第２条第１項第11号の19の３に掲げる無線設備	ＱＳ
［略］	［略］
第２条第１項第11号の20の３に掲げる無線設備	ＪＴ
第２条第１項第11号の20の４に掲げる無線設備	ＲＳ
第２条第１項第11号の20の５に掲げる無線設備	ＳＳ
第２条第１項第11号の20の６に掲げる無線設備	ＴＳ
［略］	［略］
第２条第１項第54号の３に掲げる無線設備	ＮＴ
第２条第１項第54号の４に掲げる無線設備	ＵＳ

［５　略］

［新設］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第10号に掲げる無線設備	ＶＴ
［同左］	［同左］
第２条第１項第11号の19に掲げる無線設備	ＨＵ
［同左］	［同左］
第２条第１項第11号の20の３に掲げる無線設備	ＪＴ
［同左］	［同左］
第２条第１項第54号の３に掲げる無線設備	ＮＴ

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

３　この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

４　前項の規定によりなお従前の例によるとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。